

徳島県告示第二百七十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、令和元年八月二日から同月十九日までの間、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

令和元年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
有限会社エイノ	阿南市日開野町筒路 四七番地六	阿南市向原町天羽畷 一三二番	一、〇三三・〇〇
同	同	同 一五七番一ほか二筆	四、八六八・〇〇
鈴木 諫	同 長生町寺ノ前 二五番地	同 長生町寺ノ前 一番一ほか八筆	八、二三三・〇〇
武市 朋也	同 宝田町出口三 〇番地	同 おわた 八番ほか十九筆	九、五八九・三〇

二 申請年月日

令和元年七月十七日

三 縦覧場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課及び徳島県南部総合県民局阿南庁

舎

四 意見書の提出先

〒七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課農地活用担当

電話〇八八 六二一 二四二六